

沖縄県広域スポーツセンター設置要綱

文化観光スポーツ部長決裁

(設置)

第1条 「沖縄県スポーツ推進計画」に基づき、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の設立・運営を支援するため、文化観光スポーツ部スポーツ振興課内に沖縄県広域スポーツセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 企画運営委員会（以下「委員会」という。）の開催に関する事。
- (2) 総合型クラブに関する広報・啓発に関する事。
- (3) 総合型クラブの設立・運営に関する指導及び助言に関する事。
- (4) 総合型クラブの連絡協議会に関する事。
- (5) クラブマネージャー等の指導者養成講習会の開催に関する事。
- (6) スポーツ指導者情報に関する事。
- (7) クラブアドバイザーの配置に関する事。
- (8) その他センター事業に必要な業務。

(構成)

第3条 センターは次の者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 事務局員

2 センター長には、文化観光スポーツ部スポーツ振興課長の職にあるものを充てる。

(委員会)

第4条 センターに委員会を置くことができる。

2 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合型クラブに関する広報・啓発に関する事。
- (2) 総合型クラブ設立・運営のための支援方策に関する事。
- (3) その他、センター事業に関する事。

3 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) スポーツ、健康、教育関係機関及び団体の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他センターが特別に推薦する者

4 委員は、センター長が選任し任期は1年とする。

5 委員長は、委員の互選により決定する。

6 委員会の会議は、委員長が召集する。

(事務局)

第5条 センターの庶務を処理するため、事務局を文化観光スポーツ部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターに必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。